

令和3年5月19日

学 生 各 位

函館校危機対策室

緊急事態宣言をうけての学生生活における留意事項等について

5月16日(日)から北海道に緊急事態宣言が発出され、これに伴い緊急事態措置が課されることとなりました。

これを受けて、「新型コロナウイルス拡大防止のための北海道教育大学の行動指針」に基づき、函館校では下記のとおりとしますので、学生の皆さんにおいては、これに従って感染防止に努めて行動するようにしてください。

記

1. 期間 令和3年5月19日から5月31日まで
2. 大学への入構について
原則、立入禁止とします。
ただし、感染防止対策をした上で、授業に出席するため等の入構は許可します。
3. 授業について
原則として、遠隔授業を実施します。
ただし、対面で実施しなければ授業の到達目標を達成できない場合は、十分な感染防止対策を講じた上で、対面授業を実施する場合がありますので、授業担当者からの指示に従ってください。
4. 部活・サークル等の活動について
活動は全面禁止とします。ただし、5月20日からとします。
5. 外出・飲食時の注意事項
<外出>
○不要不急^{*}の外出や移動を控えてください。特に20時以降の外出を控えるようにしてください。加えて、特に日中、週末の外出を控えるようにしてください。

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- 不要不急の都道府県間の移動、特に特定措置区域との往来は厳に控えるようにしてください。

< 飲食 >

- 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控えるようにしてください。
- 「黙食」を実践するようにしてください。（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する）
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるようにしてください。